

# 是正勸告書

令和2年10月14日

日本コークス工業株式会社  
所長 波多野康彦 殿  
北九州事業所

北九州西労働基準監督署  
労働基準監督官 田口 克己



貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日以前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

また、「法条項等」欄に  印 を付した事項については、同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。

| 法条項等                            | 違反事項  | 是正期日                |
|---------------------------------|---|---------------------|
| 安衛法 20 条 1 号<br>(安衛則 107 条 1 項) | D-32BC のこぼれ防止用ベルトゴムを取り付ける際に、稼働している機械を停止させずに作業を行わせたこと。(災害発生日：令和2年6月6日) | 即時                  |
| 安衛法 20 条 1 号<br>(安衛則 519 条 1 項) | ブーム BC 階段と垂直 BC 乗り継ぎ部との隙間（開口部）に墜落防止のための措置を講じていなかったこと。(災害発生日：令和2年9月4日) | 是正済                 |
|                                 |   |                     |
|                                 |   |                     |
|                                 |   |                     |
|                                 |   |                     |
|                                 |   |                     |
|                                 |   |                     |
|                                 |   |                     |
|                                 |   |                     |
|                                 |   |                     |
| 受領年月日<br>受領者職氏名                 | 令和2年10月14日<br>安全環境防災部長 小南 辰己  | (1) 枚のうち<br>(1) 枚 目 |



(注意)

一 労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害を発生させた場合には、是正期日内であっても、送検手続をとることがあり、また、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。  
二 この勧告書は3年間保存して下さい。

# 指 導 票

令和2年10月14日

日本コークス工業株式会社  
所長 波多野康彦 殿  
北九州事業所

北九州西労働基準監督署

労働基準監督官

田口 克己



あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いいたします。  
なお、改善の状況については 11月13日 までに報告してください。

## 指 導 事 項

- (1) 令和2年4月6日にコークススタッカー2号(KS-2号)にて発生した労働災害に関連し、今後、同種災害の再発を防止する観点から以下の措置を講じて下さい。
  - ① トラブルが発生した際の具体的対応について、作業標準書を作成の上、作業員に周知を図って下さい。
  - ② コークススタッカー作業にかかるリスクアセスメントを実施して、その評価結果を報告して下さい。
- (2) 令和2年6月6日にD-32BCテール部で発生した労働災害に関連し、今後、同種災害の再発を防止する観点から以下の措置を講じて下さい。
  - ① 機械設備の復旧作業等非定常作業については、コークス側の上承を得た上で機械を停止して行うことが作業標準書で定められていることから、定められた安全作業手順の遵守を、再度、作業員に周知して下さい。
  - ② 選炭設備にかかる作業についてリスクアセスメントを実施して、その評価結果を報告して下さい。
- (3) 令和2年9月4日にSL(シップローダー)3号で発生した労働災害に関連し、今後、同種災害の再発を防止する観点から以下の措置を講じて下さい。
  - ① 本件被災地点に存在する開口部については、墜落防止措置として安全帯の使用を指示していますが、安全帯の使用だけに頼るのではなく開口部をなくす設備上の措置についても検討して下さい。
  - ② SL(シップローダー)上での作業についてリスクアセスメントを実施して、その評価結果を報告して下さい。

受領年月日  
受領者職氏名

令和 2 年 10 月 14 日

安全環境防災部 長 小南 康己





# 是正・改善報告書

令和2年11月12日


北九州西労働基準監督署長 殿

事業場の名称 日本コークス工業(株)北九州事業所

使用者職氏名 所 長 波多野 康彦 

令和2年10月14日付け(是正勧告・指導票)により指摘のありました事項について、下記のとおり是正・改善しましたので報告します。

## 記

| 勧告・指導事項   | 是正・改善措置  |
|---|--|
| <p><b>【勧告事項】</b><br/>(安衛法20条1号、安衛則107条1項)<br/>D-32BCのこぼれ防止用ベルトゴムを取り付ける際に、稼働している機械を停止せずに作業を行わせたこと<br/>(災害発生日：令和2年6月6日)</p> | <p>① 機械を停止して行う事が定められている安全作業手順書「スカート(クリーナー)取換及び予備品製作作業」の順守に就き、作業員に教育、周知した。(別添資料1)<br/>また、機械の異常発生時に「止める、呼ぶ、待つ」事を徹底する事を教育した。(別添資料2)</p> <p>②選炭設備にかかる作業について以下の作業に就きリスクアセスメントを実施した。(別添資料3)<br/>「D-32BC零れ防止ゴムノレン取換作業」<br/>「B-8, 9, 24BCスラスタブレーキ更油作業」<br/>「VS(ハイブレータースクリーン) -1 点検作業」</p>  |
| <p>(安衛法20条1号、安衛則519条1項)<br/>ブームBC階段と垂直BC乗り継ぎ部との隙間(開口部)に墜落防止のための措置を講じていなかったこと。<br/>(災害発生日：令和2年9月4日)</p>                    | <p>①シップローダー3号の開口部を無くす設備上の措置を下記2項目にて実施。(別添資料4)<br/>1、垂直BC渡り部の座張り延長<br/>2、ブームBC側開口部への安全柵設置<br/>3、垂直BC渡り部の座張り(垂直方向)の対策</p> <p>②シップローダー上での作業について、以下3作業のリスクアセスメントを実施した。(別添資料5)<br/>1、SL-3運転中の点検作業<br/>2、SL-3給油作業<br/>3、SL-1スクリーン取付・取外し作業</p> <div data-bbox="1193 1877 1433 2107"></div> |

| 勸告・指導事項   | 是正・改善措置   |
|---|---|
| <p><b>【指導事項】</b></p> <p>(1) 令和2年4月6日にコークスタッカー2号 (KS-2号) にて発生した労働災害に関連し、今後、同種災害の再発を防止する観点から以下の措置を講じてください。</p> <p>①トラブルが発生した際の具体的対応について、作業標準書を作成の上、作業員に周知を図って下さい。</p> <p>②コークスタッカー作業にかかるリスクアセスメントを実施して、その評価結果を報告してください。</p> <p>(2) 令和2年6月6日にD-32BCテール部で発生した労働災害に関連し、今後、同種災害の再発を防止する観点から以下の措置を講じてください。</p> <p>(3) 令和2年9月4日にSL (シップローダー) 3号で発生した労働災害に関連し、今後、同種災害の再発を防止する観点から以下の措置を講じて下さい。</p> | <p>① トラブルが発生した際の安全作業手順書「KS-1, 2号ダンパー切替トラブル復旧作業」を作成し、内容を作業員に教育、周知した。(別添資料6)</p> <p>②コークスタッカー作業にかかる作業について、以下3作業のリスクアセスメントを実施した。(別添資料7)</p> <p>1、KS-1, 2号ダンパー切替トラブル復旧作業<br/>2、KS-1 トリッパー受け板水洗作業<br/>3、KS-1 プーリー軸受け給油作業</p> <p>上記「勸告事項」、安衛法20条1号、安衛則107条1項に対する対策に同じ。</p> <p>上記「勸告事項」、安衛法20条1号、安衛則519条1項に対する対策に同じ。</p> |

